

愛名・飯山・温水地区土地区画整理促進区域内における
公共施設の整備計画

(目 的)

第1 愛名・飯山・温水地区区画整理促進区域については、大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法第7条第1項に係る許可の基準を愛名・飯山・温水地区土地区画整理促進区域における建築行為などの許可基準（以下、「許可基準」という。）に置き換えるものとしている。

この計画は、許可基準に基づき開発行為を実施する際の、公共施設の整備内容について定めたものである。

(用語の定義)

第2 この計画において用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 計画道路 計画区域内における区画道路をいう。

(道路整備計画)

第3 計画道路は、次の基準に適合するように設け、その用地は厚木市（以下「市」という。）に帰属させるものとする。なお、申請者が次の基準に適合する道路を新たに築造し市道認定を受ける場合は当該道路を計画道路とみなす。

(1) 計画道路の両端は、原則として他の道路に接続したものであること。

(2) 計画道路の片側が他の道路に接続できない場合は、厚木市道路構造基準第6条の規定に基づき計画すること。なお、この場合も他の道路に接続できない端部は、計画区域の境界に接して配置すること。

(3) 幅員は、原則として6m以上であること。

(4) 計画区域に接する道路は、現道の中心線から水平距離3.0mの線まで後退すること。

(その他)

第4 雨水浸透施設は、市長が別に定める厚木市雨水浸透施設設置基準により設置すること。